令和８年度　葛飾区認可外保育施設等に対する指導検査実施方針

８葛子施第 804 号
令和８年 11 月６日
子育て支援部長決裁

１　基本方針

区は、認可外保育施設及び認証保育所に対する指導検査を実施しているところである。認可外保育施設も一定の保育の質及び児童の安全確保を図る必要があることから、適正な保育内容及び保育環境を確認する指導検査は一層重要な役割を担っている。

以上のことを踏まえ、認可外保育施設、認証保育所の指導検査では、施設への立入調査を行い、居宅訪問型保育事業者に対しては集団指導を実施することによって、適切な保育内容と保育環境の確保・向上を図る。

施設の立入調査では、葛飾区認可外保育施設に対する指導監督要綱別表１に定める認可外保育施設指導監督基準（以下「指導監督基準」という。）、並びに認証保育所は東京都認証保育所指導監督基準を加え、これらの基準に則り、施設状況を詳らかにする。また、集団指導においては、講習等の方法により指導を行い、提出書類により指導監督基準への適合状況を確認する。

この結果から、関係法令等に違反する事項が判明した場合は改善を求め、速やかな改善及び期限内の改善報告書の提出を求めていく。また、改善指導を行ったにもかかわらず、改善されない場合又は改善の見通しがない場合は、改善を勧告する。

これに加えて、認可外保育施設のうち特定子ども・子育て支援施設に対して、子ども・子育て支援法に基づく指導検査も実施し、運営基準を遵守させるとともに、施設等利用費の支給における過誤・不正の防止を図る。

２　指導検査の調査項目

（１）葛飾区認可外保育施設に対する指導監督要綱別表１に規定する指導検査基準への適合状況を、同要綱別表２に規定する評価基準により判定する。

（２）特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準第 53 条から第 61 条までの規定について調査する。

（３）認証保育所においては、認可外保育施設として上記（１）、（２）の基準を確認したうえで、東京都が作成している東京都認証保育所指導監督基準も満たした運営を行っているか検査を行う。